

## 教育研究審議会議事録

開催日時 及び場所	令和6年12月19日(木) 午後2時00分から午後3時51分まで 特別会議室 Web (ZOOM) 会議同時実施	
出欠状況	出席:25名 欠席:1名	出席:今井議長、賀川委員、富沢委員、酒井敏委員、渡邊委員、 小林委員、長澤委員、花岡委員、酒井公夫委員、 石川委員、伊吹委員、剣持委員、六井委員、山下委員、 眞鍋委員、三浦委員、澤田委員、竹下委員、篁委員、 林委員、轟木委員、鈴木委員、細川委員、仲井委員、 藤森委員 欠席:影島委員
<p>1 審議事項</p> <p>(1) 静岡県立大学大学院学則の一部改正 (入試関連)</p> <p>(2) 静岡県立大学短期大学部学則の一部改正 (一般教育等)</p> <p>(3) 外国大学等との学術交流協定に関する基本方針の改正</p> <p>(4) ミラノビッコカ大学 (イタリア) との大学間交流協定締結</p> <p>(5) 教育理念、教育目標、3ポリシーの改正</p> <p style="padding-left: 20px;">① 経営情報学部</p> <p style="padding-left: 20px;">② 経営情報イノベーション研究科</p> <p>(6) 令和7年度 変則日程の対応に関する検討</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 静岡県立大学教員活動評価学長表彰</p> <p>(2) 令和6年度 卒業証明書等の日付</p> <p style="padding-left: 20px;">① 静岡県立大学</p> <p style="padding-left: 20px;">② 静岡県立大学短期大学部</p> <p>(3) 令和6年度 利益相反委員会審議概要の報告</p> <p>3 その他事項</p> <p>(1) 「RA (リサーチ・アシスタント) 制度」導入検討</p> <p>4 学部・研究科等における取組報告について</p> <p style="padding-left: 20px;">① 短期大学部</p> <p style="padding-left: 20px;">② 健康支援センター (草薙キャンパス)</p> <p style="padding-left: 20px;">③ 健康支援センター (小鹿キャンパス)</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 学外委員からの意見</p>		

・ 前回議事録(案)の確認

令和6年11月の教育研究審議会議事録(案)について、承認された。

1 審議事項

(1) 静岡県立大学大学院学則の一部改正 (入試関連) (説明者: 細川委員)

静岡県立大学大学院学則 (以下、「大学院学則」という。) の改正理由は、大きく分けて3つある。

1つ目は、博士後期課程及び薬食生命科学総合学府 薬学専攻 博士課程への出願資格として「専門職学位を有する者」を可能とするため、大学院学則第50条第1号、第2号及び第3号に記載されている入学資格に「専門職学位」を追加する。

2つ目は、学校教育法施行規則第156条第6号を平成元年文部省告示第118号に

定められた「修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者」という内容に変更する。

3つ目は、修士課程における入学資格のうち、大学院学則第38条第11号において、「その他学長が学校教育法第83条に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者」と規定している内容が同条第9号及び第10号と重複することから第11号を削除する。また、博士後期課程等における入学資格のうち、大学院学則第50条第9号において、「その他学長が修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者」と規定している内容が同条第7号及び第8号と重複することから第9号を削除する。

以上は、文部科学省が定める大学院の入学資格に沿った内容であり、本学の大学院学則についてもそれに則り改正する。

#### <意見>

・1点目は、大学院学則第50条第7号について、学校教育法施行規則第156条第6号の規程を明確化するという改正であるが、基となる平成元年文部省告示第118号（以下、「告示」という。）は2つの内容を規定しているのに対し、大学院学則においては第7号で1つ規定しているのみで、告示第2号の外国における学校教育に関する内容は規定していないが、その点は問題ないか。

2点目は、大学院学則第38条第11号及び第50条第9号において、その他学長が各学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者と規定された各号を削除するという内容について、当初は第38条及び第50条に列挙しているもの以外にも対応できるようにという意味合いで規定されたと思うが、削除して問題ないか。（委員）

#### <回答>

・1点目の告示第2号について、外国における学校教育に関する内容は規定されていないが、外国において学校教育における16年の課程を修了した者に関しては、通常、大学院入学前の資格審査を実施し、対応しているのが現状である。（説明者）

・告示第2号に該当する者に関しては、大学院学則第50条第8号に規定されている大学院の個別入学資格審査で対応する。外国からの出願学生には、基本的にすべて出願審査を行うこととしており、告示第2号は審査段階で精査できると判断し、規定の記載は省略した。（和久田入試室長）

・2点目のその他学長が各学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者に関する削除について、従来「専門職大学」の扱いを「その他」に該当するものと判断し運用してきたが、今回の改正により「専門職学位」を取得した者を具体的に明示し、項目として追加したため、「その他」は削除する内容とした。（説明者）

#### <意見>

・「その他」として想定されるものについて、具体的に何かイメージがあればお示しいただきたい。（委員）

・特に想定するケースがなくても、あえて「その他」を削除する必要性はないように感じたため確認した。現在の規定で入学資格を網羅できるということであれば、削除しても問題はないと思う。（委員）

・過去の入試において、「専門職学位」に関しては「その他」により対応してきたが、それ以外に何かあれば、追加の説明をお願いします。（委員）

#### <回答>

・過去の入試において、「専門職学位」以外で「その他」に該当する出願者は、なかったと記憶している。年齢について、修士課程等の場合は22歳、博士後期課程等の場合は24歳にそれぞれ達している者は、第38条第10号、第50条第8号で対応が可能である。各年齢を達していない出願者は、修士課程等は第38条第9号、博士後

期課程等は改正後の第 50 条第 7 号で対応が可能である。一方、例えば、大学を卒業していない学生又は大学に所属しない学生における優秀な能力を持つ出願者は該当しないが、当該学生を大学院入学について認めるかどうかは、大学が問われる部分であり、当該学生の入学を認める場合には「その他」を残す必要がある。

(和久田入試室長)

<意見>

・「その他」で想定される出願者は、非常に優秀な「飛び級」に該当する者か。

(委員)

<回答>

・例えば、大学を飛び級で卒業し、修士課程に入学する学生を想定している。

(和久田入試室長)

<意見>

・「飛び級」ということは大学を卒業し、学士の学位を授与されているということであるため、その点は第 38 条第 9 号で対応可能ということか。(議長)

<回答>

・はい、そのとおりである。(和久田入試室長)

<意見>

・告示第 2 号についても、第 50 条の内容で対応が可能ということか。(議長)

<回答>

・具体的には、第 50 条第 2 号で対応が可能である。(和久田入試室長)

<意見>

・改正前の「その他」に該当する内容は、改正後の学則においても網羅できているように思う。(議長)

審議事項（1）について提案のとおり承認された。

(2) 静岡県立大学短期大学部学則の一部改正（一般教育等）（説明者：仲井委員）

一般教育等における科目名称の変更のため、静岡県立大学短期大学部学則（以下、「短期大学部学則」という。）を一部改正する。本改正は、短期大学部の全学科・全専攻に適用する。

科目名称は、「情報と生活」から「情報・メディアの法と倫理」に変更する。本科目は、単位数 2 単位であり、教養科目「人間と現代社会」群の中の 1 科目である。

改正理由は、一般教育等についてカリキュラムの適切性に関する定期的な検証の結果、2 つの理由により改正が必要であると判断されたためである。

1 つ目は、短期大学部において「情報処理演習」と「情報の活用」の科目を開講しており、情報処理に関する演習科目並びに情報機器及びネットワークシステムの基本的な仕組みや特徴に関する講義の部分で当該科目「情報と生活」と内容が重複し、その問題点を解消するべく、AI や SNS 等の情報メディアに関わる法律や倫理を中心に扱う科目に調整するためである。

2 つ目は、若い世代の SNS 利用者が増加し、情報の受け手、送り手として、サイバースペースを利用する上で必要とされる法的、倫理的な教養を身につけることが重要であり、これらの社会的ニーズに応えるためである。また、文部科学省が数理・データサイエンス・AI 教育を推進するという点で、短期大学部では、本科目を関連科目として位置づけようと考えている。

本件は、令和 7 年 4 月 1 日施行とする。

審議事項（2）について提案のとおり承認された。

(3) 外国大学等との学術交流協定に関する基本方針の改正（説明者：富沢委員）

外国大学等との学術交流協定に関する基本方針は2007年に策定され、本方針を基に大学間交流を推進してきたが、制定から17年を経過しており、実情との齟齬があることから、さらなるグローバル化推進のため、本方針を改正する。

主な改正点は4点あり、1点目は、リード文に関する改正、2点目は、協定校数に関する改正、3点目は、文科省短期留学制度の改廃に伴う当該部分の削除、4点目は、その他軽微な修正である。

具体的には、1点目について「わが国の経済的発展とともに、教育会における国際的交流の機運が、近年とみに高まっていることは、よく知られた事実である。」の部分削除する。また、特定国の大学との大学間交流協定や学部間協定について触れているが、現在の協定校は拡大しているため、特定する当該部分を削除する。

2点目について旧方針では、「協定校の数は、一応の目安を10校程度とする。」としていたが、現時点での本学の大学間交流協定校数は30校近くあり、今後も拡大していく方針であるため、具体的な協定校数の記載を削除し、今後は「協定校の数は、その妥当性を国際交流委員会で検証するものとする。」とする。また、協定書の有効期間は、5年間の期間を設けているため、締結後5年以内に交流実績を踏まえた見直しを行い、協定締結更新等の妥当性を検討し、整理していくこととする。

3点目は、大学間協定締結の指針の一つとして「相手大学が文部科学省短期留学制度による留学生を、継続的に本学に派遣することを希望している場合。」を設けていたが、現在、文部科学省の本制度そのものがないため、当該部分を削除する。

4点目について従来の大学間交流協定締結の手続きは、複数部局が学長に対して大学間交流協定の発議をし、学長から国際交流委員会が検討依頼を受け、審議をすることとしていたが、実質的には各部局から直接国際交流委員会に検討依頼がされているため、この場で改めて学長に対して発議する形としていただくようお願いする。そのため、協定締結の手続きについて明確にする。また、部局間協定は、全学的な情報共有は従来されておらず、各部局長から学長への報告に留まっていたが、今後は、全学の国際交流を集約する国際交流委員会へも報告義務を設ける。具体的には「協定調印後、部局は国際交流委員会に報告する。」とし、国際交流委員会で毎年の大学間協定だけでなく部局間協定も含め、全体を総括して教育研究審議会等の場で情報共有する。

本方針の改正は、令和7年4月1日から施行する。

参考として、大学間交流協定及び部局間交流協定の流れについても改正点を説明する。大学間交流協定の新規締結は、学長に一度複数部局から発議される際、学長決裁を得た後に国際交流委員会で検討する形とするよう、流れの中に追加する。ただし、協定更新の場合は、学長決裁の手続きを割愛する。部局間交流協定の新規締結の場合の流れは、従来どおりであるが、年度ごとに国際交流委員会が状況を把握し、学長に報告する点を追加する。

大学間交流協定書の使用言語は、日本語、相手国言語、英語のみなど様々であるが、基本的には相手との協議の中で決定する。また、協定のタイトルは、日本語表記では協定又は協定書とし、英語表記ではMemorandum of Understanding (MOU)、子協定の場合はMemorandum of Agreement と統一していくが、相手との協議の結果、異なった表記とする場合もあるため、可能な限りということで理解をいただきたい。

審議事項（3）について提案のとおり承認された。

(4) ミラノビコッカ大学（イタリア）との大学間交流協定締結（説明者：富沢委員）

ミラノビコッカ大学は、第2ミラノ大学として1998年にミラノ市の2番目の国立

大学として設立された大学である。世界各国との国際協定を持ち、国際的な教育・研究で高い評価を受けている。社会学、心理学、法学、科学、経済学、医学外科学、教育学の学部を有しており、特に栄養学では修士課程や博士課程など、本学と関連した領域の国際的教育を提供している。学生数は、約 34,000 人の大規模大学である。

貴大学及び本学において相互に大学間交流協定締結への意向が確認され、特に薬学部及び食品栄養科学部を中心に協議、検討を重ねた結果、さらなる協力関係の推進が望ましいと判断されたため、大学間交流協定を締結する。

大学間交流協定締結後は、薬学部及び食品栄養科学部を中心に交流を推進する。

経緯は、貴大学教員が本学薬学部を訪問したところから始まり、その後 COIL などによる交流展開、EU 国際交流グラントへの共同申請（不採択）などにより関係を築き、薬学部に加えて食品栄養科学部との交流要請もあったことから、両学部で議論を重ね、11 月の薬学部教授会及び食品栄養科学部教授会で承認され、12 月の国際交流委員会で協定締結について承認された。

主な協定事項は、目的と学術的協力の範囲と分野について定め、具体的には、教職員交流、学生交流、研究成果・学術情報の交換、共同研究やシンポジウムの実施などについてである。特に、健康科学分野を中心とした理系分野の交流を発展させつつ、社会学などを含む多面的な学問分野における国際交流を目指す。

協定の有効期限は、双方署名から 5 年間とする。

英文協定書のタイトルは、「Memorandum」ではなく「Agreement」としているが、今回は先方大学の様式に則った形としている。

審議事項（4）について提案のとおり承認された。

#### （5）教育理念、教育目標、3 ポリシーの改正

##### ① 経営情報学部（説明者：六井委員）

改正理由は、令和 5 年度の大学認証評価において 3 ポリシーとルーブリックとの対応が不明瞭であるとの指摘を受けたため、対応を明確化した新ルーブリックの策定を進めている。本件に関する議論の結果、教育理念、教育目標、3 ポリシーを連動させた改正が必要であるという結論に達したため、教育理念、教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの 5 つを改正する。

教育理念は、新旧対照表に記載のとおりである。

教育目標は、全体で 7 つの教育目標が旧来はあったが、1 つにまとめて理解しやすいような形に改正する。

ディプロマ・ポリシーは、旧来の 4 番目に当たる「習得した知識や技能を柔軟に応用し、実社会で十分に活躍できる能力がある。」という部分について、ルーブリックでどのように評価するのかという議論になり、難しいという判断となったため、ディプロマ・ポリシー全体を整理し、1～3 番目を基軸とし、4 番目の一部内容を主文に入れる形で改正する。

カリキュラム・ポリシーは、全体 7 項それぞれの細かい内容について改正するが、大きな変更は 5 番目について、ゼミや卒業研究、演習の部分に文言を追記する。具体的には、ゼミ活動、成果発表の発信などのようなコミュニケーション能力に関する内容を加える。

アドミッション・ポリシーは、漢字で「一つ」と書かれていた部分を、ひらがなで「ひとつ」と改正する。

<意見>

・教育目標に記載の経営情報学部の4つの分野において「専門的知識と各分野を融合して活用する能力」という表現があるが、分野融合は学振の方でも頻繁に使用されているが、各分野を融合するという事は、専門家でも分野を融合した新しい分野の創造は難しいことだと思う。ここの意味合いは、各分野の専門的知識を融合して活用する能力又は知識を横断して活用する能力ではないかと思うため、例えば、「各分野を横断して活用する能力」などの表現としてはどうか。(委員)

<回答>

・教育目標に関してする「融合」という言葉については議論があった。本学部ではイノベーション(革新)という言葉と融合という言葉について、学部設立当初から考えられており、イノベーションという言葉は、1911年にヨーゼフ・シュンペーターが初めて使用した。これは、外側又は並列された分野が組み合わさってできるものという意味ではなく中から変革が起こる、つまり変革の本来の意味は、新しい情報や新しい道具、知識や技術などが加わることで、新しいものが生まれてくるという意味になる。この意味において、分野融合は先人が持った知識又は考え方を次の世代に繋げていくという意味が本来は含まれているものであり、何か並列された別々の分野が合体してできるものという、横断的な意味合いとは違う意味であると捉えている。以上につき、ここの「融合」という言葉は、並列した2つの分野のものが組み合わさってできる融合とは異なり、1つの分野、学問に対して新しいものや情報が加わり、自然と生まれてくるもの又はそれらを取り扱える人材を生み出していくという意味合いでの融合であるため、本学部として「分野融合」、「イノベーション」という2つのキーワードは、学生に伝える上でとても大事なキーワードとして考えている。(説明者)

<意見>

・2つの捉え方があり、1つ目は、1つの分野の中から革新的な新しい方法や知識が生まれてくるということと、2つ目は、学際的、分野横断的に両方に跨りながら新しい学問分野又は方法論が出てくるという2通りの解釈があるかと思うが、各分野を融合してという表現では、1つの分野の中から革新が起きて、何か新しいものが出てくるという意味合いには取れないと思う。(委員)

<回答>

・境界的・融合的という言葉が後半に出てくるが、領域横断的とした場合、それぞれの分野が並列して存在しているという意味合いに捉えられかねないという感覚があり、「融合」は合体して何か生まれるというものではなく、元々ある分野の中に別の知識が入り、化学反応を起こして生まれてくるという意味合いで捉えているため、「融合」という言葉は外すことができない。つまり、融合は内的に生み出すことを考えるという意味で使っているということである。(説明者)

審議事項(5)①について提案のとおり承認された。

② 経営情報イノベーション研究科(説明者:竹下委員)

大学認証評価において、3ポリシーとルーブリックとの対応が不明瞭であるという指摘を受けたため、論議を重ね、教育理念、教育目標、3ポリシーを連動させた改正が必要という結論に達したため、それぞれについて改正する。

教育理念は、従来の経営、公共政策、情報の3分野を柱としつつ、観光学を分野横断的に組むというものから、経営、公共政策、情報、観光の4分野を柱とする。観光学について横断的という形としていたが、近年は主立った柱となっていることから、4分野に改正する。

教育目標は、特に経営情報という分野が非常に広範囲の分野であるため、過度に

狭い解釈をするよりも広い解釈をするべく、具体的な例を示さない方が良く、当該部分を割愛する。

ディプロマ・ポリシーは、教育目標の改正に伴い内容を大幅に変更している。その1つとして、学位名称の一本化に関連してくるが、経営情報学の学位について、多くの場合は、経営又は情報の学問分野の場合は「経営情報」、政策又は観光の分野の場合は「学術」という傾向が強かったが、融合、いわゆる各分野のシンクロナイズが大きなシナジー効果を誘発するという点は本研究科の大きな魅力であり、時代の変化に伴い、経営情報学の幅が広範囲になっていることから、学位を「学術」に融合し、解釈を広くすることを目的に改正する。

カリキュラム・ポリシーは、特徴的な部分として、4番の教員専修免許状、5番の昼・夜・土曜開講やオンライン開講、6番の長期履修制度によって、社会人に対しても非常に広く大きなアクセスを出している点を強くアピールし、広いライフステージにおける修学支援を行うことを強調する。

アドミッション・ポリシーは、本研究科の魅力である4分野の専門的、学術的、実践的な研究に取り組み、イノベーションを担う人材になってもらいたいという内容を明記している。4分野のうち、1つの分野を深掘りすることも良いが、分野融合、シンクロナイズによるシナジー効果を高めていただくことをアピールし、様々な社会領域での課題発見、解決能力を身につけていただきたいという内容に改正する。

#### <意見>

・基準協会の指摘事項は、博士前期課程と博士後期課程のポリシーが非常に似ているという指摘だったかと思うが、この問題は解決しているか。(議長)

#### <回答>

・その点は最大要点と認識しており、指摘いただいた点と学位名称の一本化の2点が論議の中心となっており、詳細に明確に対応している。博士前期課程と博士後期課程の名称を出し、明確に区別できるような形としている。(説明者)

審議事項(5)②について提案のとおり承認された。

#### (6) 令和7年度 変則日程の対応に関する検討(説明者:賀川委員)

令和7年度の年間予定表を作成するに当たり、変則授業が5.5日発生することが判明した。令和7年度においては月曜日と金曜日が該当するが、特に月曜日において4.5日の変則日程が発生するということもあり、第5回全学教務委員会において、一部の非常勤講師は変則日程の対応が難しいということで検討することとなった。

学部別の状況では、各学部において対応が難しいと思われる科目数を記載しており、国際関係学部及び経営情報学部において大きく影響することが分かった。

対応方針として2点考えており、学生の学習機会確保、教職員の労務、先般から出ている法人財政の逼迫の影響を最小限に抑えることを目的とし、1点目は、令和7年度に限り、冬季休業の機間を1日前倒しし、12月28日から翌年1月4日までとする。なお、静岡県立大学学則上の冬季休業については、12月29日から1月5日までと定められているが、1日前倒しし、12月28日から1月4日までとすることで、月曜日を1日確保するということである。2点目は、非常勤講師の担当する科目のうち、施設利用のないZoom等による遠隔講義をするものに限り、大学行事による休校日となる10月27日(月)午前中(剣祭の翌日)、12月1日(月)終日(共通テストを免除する推薦入試)の授業の実施を認めるというものである。

2点目の授業実施においての条件として、遠隔講義を実施する場合に、以下3つ

の要件を満たしていただく必要がある。1つ目は、対象科目について学部内で事前に教授会等で十分審議していただく。2つ目は、大学行事による休校日に授業を行う旨、初回授業で説明するなど、学生に十分な周知を図ること。

初回授業もあると思いますし、前期・後期、特に後期のオリエンテーション等があると思いますので、そういう機会に説明していただきたい。3つ目は、学部生対象科目において、卒業要件単位に含める遠隔授業に該当しない範囲とすること。これは、面接授業に相当する教育効果を有すると認められる遠隔授業については、授業時数が半数を超えないというような規定に則るものであり、それに抵触しないようお願いする。

#### <意見>

・短期大学部は、本件に関する議論がされたか。(議長)

#### <回答>

・確認したところ、特に2点目は短期大学部では該当せず、変則日程は組んでいるものの、授業回数は確保されているため、問題はない。また、本件の静岡県立大学変則日程による影響もない。(説明者)

審議事項(6)について提案のとおり承認された。

## 2 報告事項

### (1) 静岡県立大学教員活動評価学長表彰(説明者:賀川委員)

令和5年度の教員活動評価について、学部長等の推薦に基づき優秀な成績を収めた教員に対し、本日学長表彰を行う。なお、受賞者については、本学のホームページ及び広報誌「はばたき」に掲載する予定である。

受賞者の決定方法は、平成28年2月4日制定の「静岡県立大学教員活動評価表彰要領」に基づいて決定するものとしており、教員活動評価の総合評価上位の中から、学部長等の推薦に基づき学長が決定する。

### (2) 令和6年度 卒業証明書等の日付

#### ① 静岡県立大学(説明者:賀川委員)

令和6年度の学位記授与式は、令和7年3月19日に開催予定であるが、国家試験等の資格取得に伴い、各学部・研究科の卒業証明書等の日付については、それぞれ個別に設定する。

薬学部 薬学科及び薬科学科は3月1日、食品栄養科学部 栄養生命科学科は2月19日、看護学部 看護学科及び看護学研究科 助産学課程は3月3日とする。

設定理由は、国家試験の取得に必要な書類に関する日付設定は、当該証明書の提出締切日前に設定しなければならないため、本学の学位記授与式である3月19日より前に卒業証明書等の日付を設定する。本件について、各学部・研究科の教授会で承認されている。

#### ② 静岡県立大学短期大学部(説明者:仲井委員)

短期大学部に関連する資格に係る各種手続きに必要な提出書類において、卒業日の記載があるが、円滑に資格登録業務を遂行するため、歯科衛生士、保育士、幼稚園教諭二種免許状、介護福祉士の4つの資格の卒業証明書等の日付を卒業判定日とする。

卒業判定日は、短期大学部教授会開催日の3月3日とし、資格審査の業務を遂行する予定である。

(3) 令和6年度 利益相反委員会審議概要の報告（説明者：酒井敏委員）

令和6年度 利益相反委員会を11月7日に開催し、教職員から提出された利益相反自己申告書の審議を行ったため、結果報告をする。

本年度の自己申告書提出状況について、提出率は昨年度と同数であり、比較的高い数値で推移している。外部資金を獲得している教員全員の利益相反1次申告書の提出を確認した。そのうち、利益相反2次申告書提出対象の教員についても、全員の申告書提出を確認した。

委員会審議概要について、定期申告は、令和5年度中に共同研究契約又は産学連携活動を行ったことを事務局で確認した教員から全て申告があり、1次申告書及び2次申告書の提出者について、全員不適切な利益相反状況がないことを確認した。

外部委員の担当弁護士から、「利益相反自己申告の提出状況も毎年右肩上がりできていたものがついに高止まりしてはいるものの、良好な状況と言える。技術的な内容についても定期的に審議が行われていて、現状では社会からの信頼を獲得するにふさわしい条件になっていると見られる。」とのコメントを受けた。

3 その他事項

(1) 「RA（リサーチ・アシスタント）制度」導入検討（説明者：藤村教育研究推進部長）

今年度中のRA制度創設に当たり、各研究科等で審議いただきたい依頼事項を報告する。

RA制度の概要は、令和3年に閣議決定された国の科学技術イノベーション基本計画において、優秀な学生、社会人を国内外から引きつけるため、博士課程後期の学生に対する経済的支援の充実が求められており、各大学ではRA等による博士課程学生の雇用拡大と処遇改善が求められている。また、本法人評価委員会では、大学院博士課程の定員未充足について、経営面からも対応策を検討すべきとの指摘も受けているため、今回導入検討を進め、博士課程学生が経済的に安定をすることで、本学の大学院生確保、良好な大学院運営の一助になればと考えている。さらに、大学院生を研究プロジェクト等に参画させ、若手研究者の育成を図ることも目的としている。学生の能力、実績、研究内容のレベル等に応じ、報酬に幅を持たせるとし、時間単価を各研究科で協議をお願いする。

なお、全国的にも大学院博士課程への進学者数、進学率について減少傾向にあり、博士課程に進学した場合に生活の経済的見通しが立たないという点も、導入する理由の1つと言われているため、多くの大学では、経済的支援が積極的に導入されている。

対象として、当面のRA雇用に充当できる予算は、競争的資金等外部資金及び配分間接経費とする。RA委嘱が教員の外部資金獲得の有無で左右されるという面はあるが、まずはRA制度を導入することを第一として検討する。

審議内容は、静岡県立大学リサーチ・アシスタント制度実施規程のたたき台において、原則として週20時間、年間17週を限度とする部分及び時間単価の部分について、各研究科等で協議いただく。事務局案は、国のポストドクター等の雇用・育成に関するガイドラインがあり、1人当たり週20時間を限度とする旨が例示として記載されていること及び年17週については、年52週のうち約3分の1を限度として設定している。また、時間単価についても同ガイドラインにおいて、特任助教との平均的な給与額を勘案するとされており、2,000円から2,500円が標準的なものとして示されている。なお、同ガイドラインにおける博士課程学生の位置付けは、学生であると同時に研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や、処遇の確保が大学としての重要な責務であるとされており、学生自身の研究と学生としての時間、これらのバランスを考慮して設定している。他大学にお

いても RA 制度が導入されており、多くの大学がガイドラインに沿った条件を採用し、本学も同様の案を事務局案としている。

今後は、TA（ティーチング・アシスタント）と同様に大学としての雇用として RA 制度が使用可能となるよう、検討すべき課題と認識しているが、その際は、今回各研究科等で決定した内容を踏まえ、大学の条件を統一して定めることを考えている。

本件について、3月上中旬までに各研究科等から回答をいただくよう、本会議終了後にメールにて依頼を送付する。なお、本制度を必要としない研究科等については、その旨の回答をお願いします。

#### 4 学部・研究科等における取組報告について

##### ① 短期大学部（説明者：林委員）

短期大学部の令和6年度入学者選抜の志願者数及び入学者数等について、歯科衛生学科は、募集人員40人に対し志願者数82人、受験者数78人、合格者数55人、入学者数39人、倍率1.4倍である。社会福祉学科社会福祉専攻は、募集人員20人に対し志願者数43人、受験者数43人、合格者数36人、入学者数21人、倍率1.2倍である。同学科介護福祉専攻は、募集人員50人に対し志願者数20人、受験者数20人、合格者数20人、入学者数15人、倍率1.0倍である。こども学科は、募集人員30人に対し志願者数83人、受験者数83人、合格者数47人、入学者数35人、倍率1.8倍である。

令和6年3月卒業生の就職・進学状況について、歯科衛生学科は、卒業生39人に対し、就職希望者35人、内定率94.3%である。なお、残りの4人は進学した。社会福祉学科は、社会福祉専攻14人、介護福祉専攻18人の計32人の卒業生に対し、就職希望者28人、内定率100%である。なお、残りの4人は進学した。こども学科は、卒業生33人に対し、卒業生及び就職希望者33人、内定率100%である。

令和6年国家試験の合格状況について、短期大学部は、歯科衛生士と介護福祉士の国家試験を受験しており、歯科衛生士資格は、39名の受験者に対し39名全員が合格した。介護福祉士資格は、18名の受験者に対し18名全員が合格した。双方とも、全国平均を上回った結果であり、歯科衛生士資格は8年連続、介護福祉士資格は5年連続で合格率100%を達成した。

短期大学部の取組として、4つ紹介する。

1つ目は、短期大学部の大きな特徴のホスピタル・プレイ・スペシャリスト（以下、「HPS」という。）の養成がある。平成19年に文部科学省の「社会人学び直しニーズ対応教育推進事業委託」として、看護師又は保育士などの資格を持ち、実務経験を有しながらも、様々な理由により離退職した者を対象とした社会の学び直し講座「HPS養成講座」を開講した。同講座は、社会人専門講座として継続しており、受講者は、北海道から沖縄まで全国から集まり、令和5年度末現在で270名のHPSを養成した。

2つ目は、大邱保健大学校との交流事業について、平成26年3月に同校と大学間協定を締結し、令和6年2月に協定の更新を実施した。両大学が相互で学生2～3名を10日間ほど受け入れ、関連学科の実習体験、語学学習、文化体験などを行うなど、交流を深めてきた。コロナ禍では、オンラインを活用した教員間及び学生間の交流を継続した。今年度は、本学からこども学科の学生2名を派遣し、同校からは、歯科衛生学科の学生2名を受け入れた。

3つ目は、今年度の橘花祭について土日の2日間で開催し、両日ともに一般公開とした。コロナ禍では非開催とし、短期大学部は2年又は3年で学生が卒業することもあり、継承が難しい状況にあったが、コロナ禍以降はリスタートという形で始めており、再び学生主体の活動が見られている。開催内容は、各学科の学びに基づ

く展示、食品販売などの模擬店に加え、同窓会主催のホームカミングデイ、入試相談会、社会福祉協議会のブース出展のほか、静岡市出張子育て支援センター事業として、静岡こども学研究所（同学科設置）共催「県短 子育て支援ひろば」を開催した。2日間の一般の来場者数は約550名であり、大盛況であった。

4つ目は、オープンキャンパスについて、今年度は対面式と動画配信で実施した。7月に実施した対面式は、入学者選抜や学生支援、進学・就職に関する説明を行う全体会、施設案内や学科紹介、個別相談を行う学科別の説明会を実施した。また、今年度の新たな試みとして、社会福祉学科各専攻では専攻独自のオープンキャンパスを6月、9月、10月に開催しており、介護福祉専攻では3月にも実施を予定している。

質保障に関する取組は、令和5年度に受審した公益財団法人大学基準協会の認証評価において、同協会の定める基準に適合している旨の認定を受けた。長所は、HPS養成講座の開講、小児医療チームの中で活躍する遊びの専門家輩出、同講座を通じて蓄積された知見に基づいた学科共通科目「ホスピタル・プレイ」を加え、学生に対しても取組成果を還元していることが評価された。一方、大きな課題となっている過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、社会福祉学科介護福祉専攻で0.56と低調であり、収容定員に対する在籍学生数比率も同専攻が0.46と低調であるため、入学者確保のための多様な施策を行い、定員管理を徹底するよう、是正勧告を受けた。その他改善課題項目が3件あり、是正勧告と改善課題については、対応状況を改善報告書としてとりまとめ、令和9年7月までに提出する必要があるため、今年度は質保証委員会において、改善報告書作成に向けた作業の進め方や取組内容を決定し、質保証委員会からの指示に基づき取組を開始した。

地域連携・地域貢献について、1つ目は、小鹿キャンパス防災訓練を令和6年10月に静岡市駿河消防署や委託業者の協力の下実施した。静岡県中部地域局による防災講習会のほか、避難訓練、地震体験訓練、煙体験訓練、消火器訓練、AED訓練、担架搬送訓練などを実施した。同訓練には、5年ぶりに地元の自治会や福祉事業所の通所者なども参加し、防災意識及び地域防災に貢献する意識の向上に繋がった。2つ目は、「県短わくわくツアー」を県民の日の事業として実施しており、小学生を対象とし、今年度は小学生、保護者の計22名が各学科・専攻の特色あるプログラムを体験した。3つ目は、公開講座として県民に生涯学習の機会を提供し、地域文化の向上に寄与することを目的として実施している。今年度は対面開催により、小鹿キャンパスとして初めて看護学部と同日開催で実施した。

## ② 健康支援センター（草薙キャンパス）（説明者：保坂健康支援センター長）

本センターのスタッフは、大学内に精神科の先生が在籍していないため、精神科アドバイザーとして県立こころの医療センターの医師に依頼し、月1回程度、悩みを抱えた学生などに対してのコンサルテーションを行い、アドバイスを受けている。

学生健康管理について、フィジカルヘルスでは令和6年度も例年同様に有所見率33.2%であり、有所見者に対しては当該看護師が健康診断を元に個別面談、再検査及び受診推奨、生活及び食事指導などの事後保健指導を行っている。医務室及び健康増進室の利用者件数は、令和6年度半期において、医務室が1,126名、健康増進室が1,327名であり、健康増進室では、利用後に障害学習支援室又は相談室に繋げることや、個別のフォローアップを行っている。

メンタルヘルスでは相談件数について、令和6年度半期において1,151件あり、1年に換算すると前年度から約200件弱多い状況である。

障害学生支援について、令和6年度上半期は、27名の授業における合理的配慮に対応した。近年は、機能障害による合理的配慮を要する学生は10%程度であり、大

半は、発達障害又は精神障害の学生である。下半期においても相談件数は増加しており、10月、11月も新たに合理的配慮の対応依頼があることから、例年以上の件数に対応していく必要がある。

健康教育では、相談室などと共催でソーシャル・スキル・トレーニング講座又は障害学生支援に関するFDなどを実施している。また、全学共通科目「障害発達心理入門」を開講している。その他、例年同様に「健康だより」「相談だより」を発行するなど、情報提供などを行っている。

産業保健 教職員の健康管理について、産業医とともに教職員の健康診断又は特殊診断、ストレスチェックなどを行い、総務室と連携し、教職員の健康についての対応を行っている。

その他、学生室やキャリア支援との連携・推進のため、3か月ごとに合同会議を実施している。また、障害学生支援室と相談室と連携し、1か月ごとに学生に関する情報共有を行っている。今年度は総務部防災担当に対し、災害時の応急手当の指導を行った。

課題は、本学の相談室における相談数が増加している中、人員は不足しており、他大学では学生の相談希望受付の事務員が別で在籍するなどの組織が整っていることから、本学においても窓口業務の人員配置をお願いする。また、看護師が複数在籍する他大学においては、少なくとも1名の常勤保健師又は看護師がいる一方で、本学は全員非常勤看護師であることから、常勤看護師の配置をお願いする。

#### <意見>

・障害学生支援について、合理的配慮を要する学生の特に精神的な部分で問題を抱える学生が多いという部分の課題として、「危機対応ガイドライン等において、サイコロジカルファーストエイド（心理的応急処置）が位置づけられていない」という記載があるが、サイコロジカルファーストエイドとは、具体的にはどのような症状なのか。（委員）

#### <回答>

・具体的な症状についてはお伝えできないが、学生の心理的応急処置が必要になった場合に、各大学でどのような場合にどのように対応するなどのガイドラインが定められているが、本学では非常勤スタッフが多いため、相談員及び医務室も交えて緊急対応しているものの、ガイドラインに沿った対応が十分にできていない現状を課題であると認識している。（説明者）

#### <意見>

・本ガイドラインは、どこの部署で所管されているか。（議長）

#### <回答>

・確認し、改めて報告する。（説明者）

#### ③ 健康支援センター（小鹿キャンパス）（説明者：井上健康支援センター分所長）

本センターのスタッフは、常勤として産業医1人、看護師1人が在籍し、非常勤の相談員及び一部障害学生支援担当が1人在席している。

保健室の主な取組は、1つ目に健康診断に基づく生活指導及び保健指導がある。2つ目はワクチン接種推奨や感染症対策がある。3つ目は、感染症で欠席した学生の復学に際しての体調チェックなどを実施している。4つ目は、職員の身体、精神に関する健康相談として、ストレスチェック結果の評価を基に産業医面談を随時行っている。また、休職中や休職明けの職員の職場復帰支援に関する助言や相談などを行う。

学生相談室の主な取組は、1つ目が新入生全員に対し、短期大学部及び看護学部

の学生を対象とした健康調査を行い、その結果を基に個別面談を行っている。また、メンタルヘルスに関しては各学部の教員からの情報を受け、学生本人の相談に応じている。

障害学生支援室の取組は、基本的に草薙キャンパスと同様に対応している。

## 5 その他

### (1) 学外委員からの意見

#### ① 花岡委員

経営情報学部及び経営情報イノベーション研究科における教育理念、教育目標、3ポリシーの改正において説明があった大学認証評価での指摘事項等について、対応策など非常に細かく議論、審議の上、改正されたということで、真摯に対応していることに感心した。

令和5年度の大学認証評価は、今回説明があった経営情報学部及び経営情報イノベーション研究科以外でも指摘事項等があり、審議等が行われているということか。

#### <回答>

・大学認証評価は機関別評価であるため、大学全体が評価された。経営情報学部等以外にも指摘事項があり、当該事項については適宜、質保証委員会などの委員会で議論し、改善内容について報告する必要がある。(議長)

#### <意見>

・改正等がない場合は、本審議会にその内容は出てこないか。(花岡学外委員)

#### <回答>

・認証評価結果は、本学ホームページに掲載しているため、改めて確認をいただきたい。(議長)

#### ② 酒井公夫委員

静岡市長の政策報告会において、興味深い内容があったため報告する。

内容は、シニア層のこれからの安心のため、静岡市が包括的に広げた取組を実施していこうという話があり、その柱は大きく分けて3つある。

1つ目は、終活情報の登録、伝達の取組として、シニア世代が静岡市に対して事前に本人情報や遺言の保管先等を登録し、何かあった場合にはその登録情報に沿って伝達されるシステムを構築するというものである。この背景は、独居老人が増えていることや、身寄りのない又は身寄りが遠方に住んでいる方が非常に増えているということで、高齢者の不安を少しでも解消するため実施する。

2つ目は、高齢者自身が信託のような形で静岡市に財産(金銭)を納めることで、亡くなった際の家財処分、葬儀の実施、将来にわたる墓地管理などについて、市が認定した終活支援優良事業者に業務委託するという仕組みの構築である。従来もこのような取組は民間企業でも行われているが、市が間に入り、契約に対する履行確認を行うことで、安心感を与えられるようにする。

3つ目は、現在高齢者における相続人がいないため、国庫に納入する遺産総額は700億円超あるという背景があり、高齢者本人の希望に沿った形で使える財産となるようにということで、市に一度寄附することでそれに対応する。なお、金銭だけではなく、不動産においてはひとり親家庭又は県外移住者等への貸し出しすることで有効活用するなど、本人の希望に沿った対応をしようという試みである。

今後様々な情報が出始めると思うが、来年4月から本取組を開始するというところで、関心のある方は後日確認をいただければと思う。

<意見>

- ・藤村教育研究推進部長から何か意見があればお願いします。(議長)
- ・遺産の遺贈先として、市又は大学などの高等教育機関もあることについて、案内ができれば良いと考えた。(藤村教育研究推進部長)

担当：経営財務室 市野 雄基